

平成 27 年 12 月 2 日

株 主 各 位

大阪 市 中 央 区 瓦 町 三 丁 目 5 番 7 号

株式会社 **アドバンスクリエイト**

代表取締役社長 **濱 田 佳 治**

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月17日（木曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成27年12月18日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪 市 北 区 梅 田 一 丁 目 8 番 8 号
ヒルトン大阪 5階「桜の間」
(会場が前回と異なっておりますので、末尾に記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。) |

3. 目 的 事 項

- | | |
|---------|---|
| 報 告 事 項 | 1. 第20期（平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第20期（平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで）計算書類の内容報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
1. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.advancecreate.co.jp>)において周知させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 3. 当社は、法令および当社定款第13条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ホームページ(<https://www.advancecreate.co.jp>)に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表従いまして、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、監査報告書を作成するに際して、監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

[提供書面]

事業報告

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（平成26年10月1日～平成27年9月30日）におけるわが国経済は、円安・株高基調が継続し、企業業績は引き続き緩やかな回復基調にありますが、個人消費の回復は弱く、依然として先行きは不透明な状況となっております。海外経済においては、中国や新興国経済の減速や欧州経済の不安定化等により、景気動向に重要な影響を与える懸念が一段と高まりつつあります。

保険業界においては、改正保険業法の施行を来年に控え、保険代理店にも保険募集管理態勢の一層の強化が求められております。そのような中、営業環境についても、公的保障を補完するものとして民間保険に対する底堅いニーズはあるものの、景況感の改善に伴い消費者心理が貯蓄から投資や消費へ向かう等、生活防衛色に一服感が見られ、やや逆風下にあると言えます。

このような状況の下、当社グループは、保険流通改革のパイオニア企業として国内最大級の保険選びサイト「保険市場（ほけんいちば）」を主軸とする「Web to Call to Real」の一气通貫型サービスにより、お客様のあらゆる保険ニーズに対応できるプラットフォーム戦略を推進してまいりました。

国内最大級の保険選びサイト「保険市場（ほけんいちば）」は、保険情報のディストリビューターとしてさらなるお客様のユーザビリティ向上と、保険会社各社との連携強化のための進化を追求しております。特に、スマートフォン・タブレットを含めたあらゆるデバイスを通じた保険の比較・申込サービスの拡充を積極的に進め、マーケット動向に機敏に対応しながら、保険に対するニーズに着実にアプローチしております。加えて、当社独自開発の顧客管理システムを活用したCRM戦略の一環として協業提携先とのネットワーク化を進め、万全の顧客管理と保全管理体制を構築しながら、高度なお客様サービスを実現しております。

さらに、当社は保険業法改正に先んじて、ガバナンス体制およびコンプライアンス体制の充実や情報セキュリティ体制の強化を図り、社内に対応プロジェクトチームを設置する等、より一層の保険募集管理態勢の構築に向けて全社的に取り組み、管理体制面においても積極的に経営資源を投下してまいりました。

保険代理店事業においては、都市圏のランドマーク的オフィスビル内を拠点とした商談環境の整備・充実によるお客様サービスの向上、保険選びサイト「保険市場（ほけんいちば）」とのシナジー効果の最大化を追求いたしました。また、ターゲットを明確にした効果的なWebマーケティングを実施した結果、投資効率が大きく改善し、営業生産性を向上させることができました。なお、上述のとおり、来年の改正保険業法の施行に対応して、コンプライアンスチェック体制の充実ならびに保険募集管理態勢の強化を引き続き優先課題として取り組み、セグメントの業績における営業収益は対前期比で減少しております。

広告代理店事業においては、保険選びサイト「保険市場（ほけんいちば）」の価値向上に比例して収益力が高まっており、また、再保険事業においても保険代理店との相乗効果により着実に取扱高を拡大する等、全ての事業セグメントにおいて連結業績に貢献できる体制を構築してまいりました。

以上の結果、売上高は7,274百万円（前期比2.5%減）、営業利益は1,153百万円（前期比1.9%増）、経常利益は1,143百万円（前期比3.3%増）、当期純利益は644百万円（前期比1.8%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

保険代理店事業におきましては、営業収益は6,629百万円（前期比4.1%減）、営業利益は1,019百万円（前期比5.8%増）となりました。

広告代理店事業におきましては、売上高は353百万円（前期比9.2%減）、営業利益は76百万円（前期比8.5%減）となりました。

再保険事業におきましては、売上高は555百万円（前期比22.7%増）、営業利益は55百万円（前期比32.8%減）となりました。

② 設備投資の状況

当社グループでは当連結会計年度におきまして、主に本社機能および支店機能の充実に伴う設備投資等を目的として、リース資産（有形）の取得に101百万円を投資しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区 分		第 17 期 平成24年 9 月期	第 18 期 平成25年 9 月期	第 19 期 平成26年 9 月期	第 20 期 平成27年 9 月期 (当連結会計年度)
売 上 高	(千円)	7, 054, 046	7, 625, 767	7, 462, 009	7, 274, 270
当 期 純 利 益	(千円)	569, 344	648, 844	655, 775	644, 168
1株当たり当期純利益	(円)	53. 73	61. 66	62. 57	59. 04
総 資 産	(千円)	6, 826, 783	7, 045, 802	7, 012, 198	7, 361, 177
純 資 産	(千円)	3, 952, 511	4, 062, 082	4, 352, 753	4, 810, 863
1株当たり純資産額	(円)	373. 34	387. 40	415. 13	437. 70

(注) 1. 記載金額は表示単位未満を切捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 保 険 市 場	90,000千円	100%	広 告 代 理 店 事 業
Advance Create Reinsurance Incorporated	219,040千円	100%	再 保 険 事 業

(4) 対処すべき課題

保険マーケットは、少子高齢化の進展等により構造的には縮小が想定されますが、求められる役割が「遺族保障の提供」から「年金・社会保障の補完」・「子供の教育資金」等のライフプラン全般へと広がっております。また、消費者行動が、「より便利に快適に」を求めて多様化しており、保険ニーズはますます多様化、高度化してきております。

かかる状況を踏まえ、保険代理店事業における非対面販売におきましては、引き続き保険通信販売マーケットでのシェア拡大を目指し、効果的なプロモーションの継続、積極的な新規媒体の開発・導入、保険会社および取扱商品の拡充を実施いたします。特に、プロモーションチャネルとしてますます重要度を増しているWeb（インターネット）チャネルにおいては、投資効率を維持しつつさらなる拡大を追求してまいります。また、対面販売におきましては、その核となる、コンサルティングプラザ「保険市場（ほけんいちば）」を拡充するとともに、お客様のコンシェルジュとして、あらゆるニーズに誠心誠意お応えすべく、社員の教育、研修体制を徹底してまいります。

一方、管理面では、内部監査室による当社各部門、各支店ならびに子会社に対しての内部監査を実施しております。また、今後の改正保険業法の施行にも対応して、コンプライアンス本部を中心に全社的なコンプライアンス体制の充実、強化を図るとともに啓発活動に努めており、グループ全従業員に対して継続的な啓発活動と監査を積み重ねることにより、管理体制の充実、向上を図ってまいります。

また、内部統制の強化は顧客や社会から信頼される企業として重要な経営課題であると認識し、より一層の体制整備に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年 9 月30日現在）

保険代理店事業
広告代理店事業
再保険事業

(6) 主要な事業所（平成27年 9 月30日現在）

本社 大阪市中央区瓦町三丁目 5 番 7 号
野村不動産御堂筋ビル
営業拠点（全14ヵ所）

所 在 地	営 業 拠 点	所 在 地	営 業 拠 点
北 海 道	1 ヲ所	大 阪 府	6 ヲ所
宮 城 県	1 ヲ所	兵 庫 県	1 ヲ所
東 京 都	1 ヲ所	広 島 県	1 ヲ所
神 奈 川 県	1 ヲ所	福 岡 県	1 ヲ所
愛 知 県	1 ヲ所	計	14 ヲ所

(7) 使用人の状況（平成27年 9 月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
236名	37名減

（注）契約社員（16名）を含み、嘱託社員（2名）、再雇用者（4名）、派遣社員（107名）を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
236名	37名減	34.70歳	6 年 4 ヲ月

（注）契約社員（16名）を含み、嘱託社員（2名）、再雇用者（4名）、派遣社員（107名）を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年9月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成23年6月29日付で、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社より、82,824千円の委託料請求および遅延損害金訴訟を提起されました。当該訴訟の内容は、当社が同社に委託したシステム開発業務に関して、費用の支払を要求するものであります。

当社といたしましては、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社が開発したソフトウェアは当該契約に基づいて合意された内容のものとなっておらず、債務不履行の状態にあり、当社が支払責任を負う理由はなく、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の請求は根拠のないものと認識しておりました。

当社は、弁護士と相談のうえで、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社に対して、既払開発委託料の返還および損害賠償を求める反訴を提起しておりましたが、平成27年3月18日に大阪地方裁判所より82,824千円およびこれに対する損害遅延金（平成23年4月27日から支払済みまで年6分の割合による金員）の支払を命じる判決を受けました。

当社は、当該判決を不服として平成27年3月31日に大阪高等裁判所へ控訴しておりましたが、平成27年7月7日に同裁判所より和解勧告がなされ、平成27年9月11日付で和解いたしました。これを受け、和解に係る支払97,000千円およびその他関連費用8,384千円の合計105,384千円を特別損失として計上しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 42,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,999,100株
- ③ 株主数 9,371名
(前事業年度末比1,034名増)

④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
有限会社濱田ホールディングス	2,206,200株	20.09%
濱田佳治	959,400株	8.73%
メットライフ生命保険株式会社	549,600株	5.00%
濱田亜季子	472,200株	4.30%
富国生命保険相互会社	450,000株	4.09%
住友生命保険相互会社	410,000株	3.73%
太陽生命保険株式会社	365,500株	3.32%
AIG富士生命保険株式会社	273,000株	2.48%
三井住友海上火災保険株式会社	249,400株	2.27%
株式会社アイレップ	205,000株	1.86%

(注) 持株比率は自己株式（19,057株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年9月30日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

平成27年2月12日取締役会決議分

- ・新株予約権の数
4,000個
- ・新株予約権の目的である株式の種類および数
普通株式 400,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 1,200円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 120,900円（1株当たり 1,209円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 610円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成28年1月1日から平成32年3月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - a. 新株予約権者は、平成27年9月期から平成29年9月期までの3事業年度のうち、いずれかの期の経常利益が15億円を超過した場合に限り、当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日以降に行使することができる。ただし、当該条件を充たす前に、平成27年9月期から平成29年9月期のいずれかの期の経常利益が11億円を下回った場合、それ以降に当該条件を充たしたとしても、本新株予約権を行使することはできない。なお、当該経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役ににて定めるものとする。
 - b. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - c. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - d. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ・割当先
 - 当社取締役 4名
 - 当社執行役員 3名

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	濱 田 佳 治	最高経営責任者 有限会社濱田ホールディングス取締役 株式会社保険市場取締役 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman
取 締 役	置 田 誠	上席執行役員総務部長 株式会社保険市場監査役 Advance Create Reinsurance Incorporated Director
取 締 役	村 上 浩 一	上席執行役員内部監査室長
取 締 役	大 原 勲	執行役員管理部長
取 締 役	木目田 裕	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士 株式会社大庄社外取締役 楽天証券株式会社社外取締役
常勤監査役	畠 山 隆	
監 査 役	竹 田 忠 利	
監 査 役	桑 章 夫	株式会社グルメ杵屋社外監査役 株式会社ユニバーサル園芸社社外監査役

- (注) 1. 取締役木目田裕氏は社外取締役であります。なお、当社は木目田裕氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役木目田裕氏は企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しております。
3. 監査役畠山隆氏、竹田忠利氏および桑章夫氏は、社外監査役であります。なお、当社は畠山隆氏、竹田忠利氏および桑章夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役桑章夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役置田誠氏は、平成26年12月18日付で株式会社保険市場の監査役に就任しております。
6. 取締役置田誠氏は、平成26年10月22日付でAdvance Create Reinsurance IncorporatedのDirectorに就任しております。
7. 平成26年12月19日開催の第19回定時株主総会において、新たに村上浩一氏が取締役に選任され就任しております。

8. 取締役大原勲氏は、平成26年12月18日付で株式会社保険市場の監査役を退任しております。
9. 取締役大原勲氏は、平成26年10月22日付でAdvance Create Reinsurance IncorporatedのDirector, Treasurerを退任しております。
10. 監査役桑章夫氏は、平成27年6月19日付で株式会社ジーテクトの社外監査役を退任しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1)	150百万円 (7)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	36 (36)
合 計	8	186

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年12月20日開催の第18回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額300百万円以内）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成25年12月20日開催の第18回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役木目田裕氏は、西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士、株式会社大庄および楽天証券株式会社の社外取締役であります。西村あさひ法律事務所、株式会社大庄および楽天証券株式会社と当社との間には重要な取引関係、その他特記すべき事項はありません。

監査役桑章夫氏は、株式会社グルメ杵屋および株式会社ユニバーサル園芸社の社外監査役であります。なお、桑章夫氏は、平成27年6月19日まで株式会社ジーテクトの社外監査役でありました。株式会社グルメ杵屋、株式会社ユニバーサル園芸社および株式会社ジーテクトと当社との間には重要な取引関係、その他特記すべき事項はありません。

ロ 当事業年度における主な活動状況

取締役木目田裕氏は、当事業年度開催の全ての取締役会に出席し、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っております。取締役会においては、社外取締役として報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

監査役畠山隆氏は、当事業年度開催の全ての取締役会および監査役会に出席し、監査役としての豊富な経験や知識から、議案の審議に対し適切な助言・提言を行っております。

監査役竹田忠利氏は、当事業年度開催の全ての取締役会および監査役会に出席し、経営全般に関する客観的かつ公正な監査意見、取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役桑章夫氏は、当事業年度開催の取締役会20回のうち18回、監査役会14回のうち13回に出席し、公認会計士としての客観的立場から、当社の内部統制システム構築において適切な助言・提言を行っております。

監査役畠山隆氏、竹田忠利氏および桑章夫氏は、取締役会においては、議案の審議に際し取締役の職務執行および取締役会決議における意思決定過程が適正であり、合理的かつ正しい事実認識に基づいているか等の観点から意見を表明する等、監査機能を十分に発揮いたしました。また、監査役会においては、全ての審議について報告を行い、意見を積極的に述べております。

ハ 責任限定契約の内容の概要

取締役木目田裕氏、監査役畠山隆氏および監査役桑章夫氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の内容は、各氏が職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、その損害賠償責任の限度としております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

桜橋監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34百万円
非監査業務の報酬等	3百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績、会計監査人の職務遂行状況、監査計画における監査時間、報酬額の見積りなどを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

東京証券取引所市場第二部への市場変更に係る各種資料作成に関する助言業務についての対価であります。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の内容は、会計監査人がその職務を行うにあたり悪意または重大な過失があった場合を除き、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、その損害賠償責任の限度としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社および当社子会社から成る企業集団（以下、当社グループ）における業務の適正を確保するための体制として、以下のような体制を構築しております。なお、記載内容は、改正会社法および会社法施行規則に基づき改訂した当社「内部統制基本方針」に基づいております。（最終改訂 平成27年5月20日）

(1) 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループは、「基本理念」、「倫理規程」および「コンプライアンスマニュアル」等を制定し、当社グループの取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとることを義務付ける。また、その徹底を図るため、当社にコンプライアンス部を設置し、当社グループにおけるコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとする。当社に内部監査室を設置し、コンプライアンス部と連携のうえ、当社グループにおけるコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締り役会および監査役に報告されるものとする。法令上疑義のある行為について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段としてスピークアップ制度を設置・運営する。

② 当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対しては、反社会的勢力に対する基本方針に則り、組織として対応して断固として拒絶し、取引関係を含め一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

① 取締役会規則および文書取扱規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

② 取締役会規則および文書取扱規程の改廃については取締役会の承認を得るものとする。

(3) 当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループにおいて「経営危機管理規程」、「システムリスク管理規程」および「情報セキュリティ対策基準および管理手順」等のリスク管理に関する規程を定め、各種のリスクについて主管部署を決め対応マニュアルの整備、研修を実施する等の対応を図る。各種リスク管理上必要な対策については、当社の取締役、執行役員および部長らで構成される拡大経営会議において報告し、進捗状況を確認する。

② 当社のコンプライアンス担当役員を委員長とし、社内委員、社外委員およびオブザーバーとして参加する監査役等にて構成されるガバナンス委員会

を設置し、当社グループの経営戦略上のリスクや業務運営上のリスクを把握・評価し必要な予防対策について取締役会に報告する等の業務を行う。

- ③新たに認識した当社グループにおけるリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- ④当社グループの内部統制の構築を目指し、当社内部監査室を当社グループの内部統制に関する担当部署とするとともに、内部統制に関する協議、情報の共有化・指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築するために、取締役社長を委員長、管理部長を副委員長、各管掌取締役・執行役員・内部監査室長を委員とし、オブザーバーとして参加する監査役にて構成される内部統制委員会を設置し、当社グループでのリスクコントロールを行う。
- ⑤当社の内部監査部門が子会社を含めて、部署ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

(4) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性を確保するため、内部統制委員会を設置し、財務報告の基本方針を定め、同報告に係る内部統制を整備および運用する体制を構築する。

(5) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、当社グループにおいて迅速で効率性の高い企業経営を実現するために、執行役員制度により、監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を明確化する。当社の取締役会、経営会議および拡大経営会議において目標に対する進捗状況を確認し、必要な改善策を実施する。
- ②組織規程、職務分掌表、権限・責任規程および職務権限表を定め、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続きの機動性向上を図るとともに、当社グループにおける子会社管理の基本方針として、関係会社規程を策定する。

(6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社は、当社が定める関係会社管理規程および同規程に基づく子会社運営基準に則り、子会社の経営内容を的確に把握するため、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務付け、必要に応じて子会社に対して関係資料等の提出を求める。
- ②当社は子会社に対して、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、必要に応じて当社が開催する取締役会または経営会議に子会社役員または従業員が参加することを求める。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査部門および管理部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員がその命令に関する業務遂行中に、監査役以外の指揮命令を受けたり、不当な制約を受けたりすることがないように取締役等は留意する。当該従業員に係る人事異動等の処遇に関しては監査役の意見を反映して決定する。

- (8) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は当社の役員および従業員に対して、監査役職務を補助すべき従業員が監査役の指揮命令に従う旨を周知徹底する。

- (9) 監査役への報告に関する体制

① 取締役および従業員が監査役に報告するための体制

- a. 当社の監査役は、取締役および執行役員の職務執行を監査するため、取締役会、経営会議その他当社の重要な会議に出席する他、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な書類を閲覧するものとする。
- b. 取締役および従業員等は、取締役会その他の重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査の実施状況、スピークアップ制度に基づく通報状況等を報告する。管理部門、内部監査部門は監査役との定期的な連絡会で、他の部門は監査役の求めに応じ、業務および財産の状況を報告する。

② 子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- a. 子会社の役員および従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- b. 子会社の役員および従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、またはスピークアップ制度を利用する。
- c. 当社内部監査部門は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- d. スピークアップ制度の担当部門は、当社グループの役員および従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役、監査役および取締役会に対して報告する。

- (10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員および従業員に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

- (11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。また、当社は、監査役と管理部門および内部監査部門との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査役の出席を確保する等監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。監査役は、専門性の高い法務・会計事項については、専門家に対して助言を求めるまたは調査、鑑定その他の事務を委託する等の費用を請求することができる。取締役等は監査費用の前払または償還の手続きその他の監査費用等について、監査役の職務に必要なないと認められる場合を除き、これを拒むことはできない。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 内部監査室による当社各部門、各支店ならびに子会社に対しての内部監査を年間計画に基づき実施いたしました。また、今後の改正保険業法の施行にも対応して、コンプライアンス部門を中心に全社的なコンプライアンス体制の充実、強化を図るとともに啓発活動に努めました。これらの活動は、毎月の定時取締役会および監査役に報告されました。なお、スピークアップ制度の通報実績はありませんでした。

② 当社グループは、新規取引先に対するコンプライアンス部門および管理部による事前チェックを取引先管理規程に基づき実施し、また元受保険会社等と連携し、反社会的勢力との取引が発生しないよう取り組みました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

①取締役会の資料および議事録の文書等は、セキュリティが確保された場所で適切に保管しております。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる状態としております。

②文書取扱規程について、取締役会の承認を経て平成27年4月1日付で改訂いたしました。

(3) 当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理の主管部門を管理部に定め、対応マニュアルの整備を行うとともに、安否確認システムを用いた訓練を定期的 to 実施いたしました。

②ガバナンス委員会を毎月開催し、その内容は取締役会にて報告されました。

③予防法務の観点から、当社グループにおけるリスクについては取締役会や経営会議、コンプライアンス委員会等で積極的に議論がなされ、顕在化の防止に努めました。

④内部統制委員会を開催し、当社グループにおけるリスクコントロールを実施いたしました。

⑤当社の内部監査室が子会社を含めて、部署ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を毎月の定時取締役会に報告いたしました。

(4) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性を確保するため、内部統制委員会を開催し、財務報告の基本方針（内部統制基本計画）を定め、同報告に係る内部統制を整備および運用する体制を構築いたしました。報告すべき重要な不備は認められませんでした。

(5) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を明確化し、当社の取締役会、経営会議および拡大経営会議等において目標に対する進捗状況を確認し、必要な改善策を実施いたしました。

(6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

取締役会や経営会議等での報告を通じて、当社は子会社の経営内容を的確に把握いたしました。また、当社内部監査室が実施した子会社に対する内部監査の結果は、取締役会または経営会議等に報告されました。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

該当事項はありませんでした。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた実績はありませんでしたが、当社は当社の役員および従業員に対して、監査役の職務を補助すべき従業員が監査役の指揮命令に従う旨を周知徹底いたしました。

(9) 監査役への報告に関する体制

① 取締役および従業員が監査役に報告するための体制

監査役は、当事業年度中に計20回開催された取締役会および毎週の経営会議等に参加し、また主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な書類を閲覧して、取締役および執行役員の職務執行を適切に監査いたしました。さらに、各部門や内部監査部門と定期的に情報交換を行い、職務の執行状況や内部監査の実施状況を把握いたしました。

② 子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

監査役への報告が妨げられることはありませんでした。なお、スピークアップ制度の通報実績はありませんでした。

(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社員が不利な取扱いを受ける事案はありませんでした。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じた費用は迅速かつ適切に処理され、職務の執行が遅延することはありませんでした。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催いたしました。また、監査役と管理部門および内部監査部門との間で連携を図り、監査役の監査は円滑かつ実効的に行われました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元と保険流通市場におけるシェアの拡大を経営の重要課題として位置付けております。将来の成長戦略を遂行していくための原資となる内部留保の充実に努めるとともに、業績に応じた配当の実施等により、株主価値を高めることを基本方針としております。

また、当社は、平成27年10月4日に創立二十周年を迎えるとともに、同10月16日をもちまして東京証券取引所ジャスダック(スタンダード)から、市場第二部へ市場変更いたしました。これもひとえに、株主の皆様の変わらぬご支援、ご鞭撻の賜物と考えております。

上記方針に基づき、また株主の皆様のご支援に感謝の意を表しまして、当事業年度の期末配当金につきましては、普通配当20円に記念配当2円50銭を加え、1株当たり22円50銭とさせていただきます。すでに平成27年6月8日に実施済みの中間配当金1株当たり20円とあわせまして、年間配当金は1株当たり42円50銭となります。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,177,485	流 動 負 債	1,768,856
現 金 及 び 預 金	1,667,529	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	200,000
売 掛 金	1,494,704	リ ー ス 債 務	158,855
未 収 入 金	545,843	未 払 法 人 税 等	214,982
繰 延 税 金 資 産	84,640	未 払 金	503,919
そ の 他	384,766	賞 与 引 当 金	131,806
固 定 資 産	3,181,689	代理店手数料戻入引当金	44,759
有 形 固 定 資 産	572,597	資 産 除 去 債 務	4,469
建 物	134,898	そ の 他	510,064
工 具 器 具 備 品	66,548	固 定 負 債	781,457
リ ー ス 資 産	371,150	社 債	100,000
無 形 固 定 資 産	587,370	退職給付に係る負債	212,868
の れ ん	13,369	リ ー ス 債 務	303,829
ソ フ ト ウ ェ ア	201,472	資 産 除 去 債 務	73,949
リ ー ス 資 産	52,962	そ の 他	90,811
そ の 他	319,565	負 債 合 計	2,550,314
投 資 そ の 他 の 資 産	2,021,721	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	329,361	株 主 資 本	4,726,978
差 入 保 証 金	582,716	資 本 金	2,915,314
保 険 積 立 金	868,809	資 本 剰 余 金	352,328
繰 延 税 金 資 産	140,249	利 益 剰 余 金	1,473,829
そ の 他	100,584	自 己 株 式	△14,493
繰 延 資 産	2,003	その他の包括利益累計額	79,085
資 産 合 計	7,361,177	その他有価証券評価差額金	79,085
		新 株 予 約 権	4,800
		純 資 産 合 計	4,810,863
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,361,177

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		7,274,270
売上原価		1,424,981
売上総利益		5,849,288
販売費及び一般管理費		4,695,393
営業利益		1,153,895
営業外収益		
受取利息	233	
受取配当金	8,535	
為替差益	9,953	
投資事業組合運用益	86	
未払配当金除斥益	1,105	
その他の	1,828	21,742
営業外費用		
支払利息・社債利息	17,586	
社債発行費償却	3,156	
支払保証料	4,850	
支払手数料	6,207	
その他の	12	31,812
経常利益		1,143,825
特別損失		
訴訟関連損失	105,384	105,384
税金等調整前当期純利益		1,038,440
法人税、住民税及び事業税	399,366	
法人税等調整額	△5,093	394,272
少数株主損益調整前当期純利益		644,168
当期純利益		644,168

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

（ 平成26年10月 1 日から
平成27年 9 月30日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,915,314	475,193	1,258,866	△393,308	4,256,065
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△429,205	－	△429,205
当 期 純 利 益	－	－	644,168	－	644,168
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△110	△110
自 己 株 式 の 処 分	－	△122,865	－	378,925	256,060
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	△122,865	214,963	378,814	470,912
当 期 末 残 高	2,915,314	352,328	1,473,829	△14,493	4,726,978

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	94,627	94,627	2,060	4,352,753
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△429,205
当 期 純 利 益	－	－	－	644,168
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△110
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	256,060
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△15,542	△15,542	2,740	△12,802
連結会計年度中の変動額合計	△15,542	△15,542	2,740	458,110
当 期 末 残 高	79,085	79,085	4,800	4,810,863

（記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。）

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月24日

株式会社アドバンスクリエイト

取締役会 御中

桜橋監査法人

指 定 社 員 公認会計士 川 崎 健 一 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 富 田 鉄 平 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドバンスクリエイトの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンスクリエイト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第20期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月27日

株式会社アドバンスクリエイト監査役会

常勤監査役（社外監査役） 畠山 隆 ㊟

監査役（社外監査役） 竹田 忠利 ㊟

監査役（社外監査役） 桑 章夫 ㊟

貸 借 対 照 表

(平成27年 9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,254,798	流 動 負 債	1,437,494
現 金 及 び 預 金	1,113,527	1年内償還予定の社債	200,000
売 掛 金	1,360,187	リ ー ス 債 務	158,855
前 払 費 用	123,882	未 払 金	298,876
未 収 入 金	473,270	未 払 費 用	35,224
繰 延 税 金 資 産	81,456	未 払 法 人 税 等	203,738
そ の 他	102,475	未 払 消 費 税 等	155,873
固 定 資 産	3,472,766	預 り 金	155,556
有 形 固 定 資 産	572,597	賞 与 引 当 金	131,806
建 物	134,898	代理店手数料戻入引当金	44,759
工 具 器 具 備 品	66,548	資 産 除 去 債 務	4,469
リ ー ス 資 産	371,150	そ の 他	48,335
無 形 固 定 資 産	587,370	固 定 負 債	753,404
の れ ん	13,369	社 債	100,000
ソ フ ト ウ エ ア	201,472	リ ー ス 債 務	303,829
ソフトウエア仮勘定	316,811	退 職 給 付 引 当 金	212,868
リ ー ス 資 産	52,962	資 産 除 去 債 務	73,949
そ の 他	2,754	そ の 他	62,757
投 資 そ の 他 の 資 産	2,312,798	負 債 合 計	2,190,898
投 資 有 価 証 券	329,361	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	369,040	株 主 資 本	4,454,785
差 入 保 証 金	565,816	資 本 金	2,915,314
保 険 積 立 金	864,676	資 本 剰 余 金	352,328
繰 延 税 金 資 産	83,319	資 本 準 備 金	16,005
そ の 他	100,584	その他資本剰余金	336,322
繰 延 資 産	2,003	利 益 剰 余 金	1,201,636
社 債 発 行 費	2,003	利 益 準 備 金	224,445
資 産 合 計	6,729,568	その他利益剰余金	977,190
		繰越利益剰余金	977,190
		自 己 株 式	△14,493
		評価・換算差額等	79,085
		その他有価証券評価差額金	79,085
		新 株 予 約 権	4,800
		純 資 産 合 計	4,538,670
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,729,568

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(平成26年10月 1 日から
平成27年 9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		6,629,477
営 業 費 用		5,609,628
営 業 利 益		1,019,848
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19	
受 取 配 当 金	8,535	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	86	
未 払 配 当 金 除 斥 益	1,105	
受 取 保 証 料	2,622	
そ の 他	4,228	16,598
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18,294	
社 債 利 息	3,198	
社 債 発 行 費 償 却	3,156	
支 払 保 証 料	1,774	
支 払 手 数 料	6,207	
そ の 他	12	32,644
経 常 利 益		1,003,801
特 別 損 失		
訴 訟 関 連 損 失	105,384	105,384
税 引 前 当 期 純 利 益		898,416
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	359,147	
法 人 税 等 調 整 額	8,402	367,550
当 期 純 利 益		530,866

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 操 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	2,915,314	16,005	459,187	475,193	181,524	918,450	1,099,974	△393,308	4,097,173
事業年度中の変動額									
利 益 準 備 金 積 立	-	-	-	-	42,920	△42,920	-	-	-
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△429,205	△429,205	-	△429,205
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	530,866	530,866	-	530,866
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	-	△110	△110
自 己 株 式 の 処 分	-	-	△122,865	△122,865	-	-	-	378,925	256,060
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	△122,865	△122,865	42,920	58,740	101,661	378,814	357,611
当 期 末 残 高	2,915,314	16,005	336,322	352,328	224,445	977,190	1,201,636	△14,493	4,454,785

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	94,627	94,627	2,060	4,193,861
事業年度中の変動額				
利益準備金積立	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	△429,205
当期純利益	-	-	-	530,866
自己株式の取得	-	-	-	△110
自己株式の処分	-	-	-	256,060
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△15,542	△15,542	2,740	△12,802
事業年度中の変動額合計	△15,542	△15,542	2,740	344,808
当 期 末 残 高	79,085	79,085	4,800	4,538,670

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月24日

株式会社アドバンスクリエイト

取締役会 御中

桜橋監査法人

指 定 社 員	公認会計士	川 崎 健 一 ㊞
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	富 田 鉄 平 ㊞
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドバンスクリエイトの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月27日

株式会社アドバンスクリエイト監査役会

常勤監査役（社外監査役）	畠山 隆	㊞
監査役（社外監査役）	竹田 忠利	㊞
監査役（社外監査役）	桑 章夫	㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員（取締役）の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第28条第2項（取締役の責任免除）および第38条第2項（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条第2項（取締役の責任免除）の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（取締役の責任免除） 第28条 （条文省略） 2、当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額とする。	（取締役の責任免除） 第28条 （現行どおり） 2、当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額とする。

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の責任免除) 第38条 (条文省略) 2、当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額とする。	(監査役の責任免除) 第38条 (現行どおり) 2、当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額とする。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制およびコーポレートガバナンスの強化を図るため、新たな社外取締役1名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 年 月 日 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	は ま だ よ し は る 濱 田 佳 治 (昭和37年11月5日生)	昭和60年7月 新日本証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 平成3年7月 メリルリンチ証券会社入社 平成6年1月 上能総合会計事務所入所 平成7年10月 当社設立 代表取締役社長 平成14年12月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者 平成15年12月 有限会社濱田ホールディングス取締役（現任） 平成16年11月 株式会社保険市場取締役（現任） 平成17年10月 当社代表取締役社長 平成19年10月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者（現任） 平成20年11月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman 平成27年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman and Chief Executive Officer（現任） (重要な兼職の状況) 有限会社濱田ホールディングス取締役 株式会社保険市場取締役 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman and Chief Executive Officer	959,400株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
2	むら かみ こう いち 村 上 浩 一 (昭和35年2月11日生)	昭和58年4月 株式会社リクルート入社 平成4年10月 株式会社フレックス入社 取締役 平成12年11月 当社入社 平成13年12月 当社取締役業務開発部長 平成14年2月 当社取締役経営企画室長 平成14年12月 当社執行役員事業戦略部長 平成15年12月 株式会社アドバンスメディアマーケティング（現株式会社保険市場）取締役 平成18年11月 当社執行役員経営企画室長 平成19年10月 当社常務執行役員経営管理本部長 平成19年12月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長 平成22年10月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長 平成22年11月 当社取締役執行役員経営企画本部長 平成23年7月 当社取締役執行役員IT統括部長 平成23年10月 当社取締役常務執行役員IT統括部長 平成25年12月 当社常務執行役員IT統括部長 平成26年10月 当社上席執行役員内部監査室長 平成26年12月 当社取締役上席執行役員内部監査室長 平成27年10月 当社取締役常務執行役員コンプライアンス本部長（現任） 平成27年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director（現任） （重要な兼職の状況） Advance Create Reinsurance Incorporated Director	79,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
3	くし びき たけし 櫛 引 健 (昭和34年6月29日生)	昭和58年4月 本田技研工業株式会社入社 昭和59年4月 アリコジャパン(アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー) 入社 平成21年8月 当社入社 マーケティング・営業統括本部部長 平成22年2月 当社提携事業部長 平成22年2月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, President and Chief Operating Officer 平成23年10月 当社執行役員提携事業部長 平成24年3月 当社上席執行役員事業戦略部長 平成24年10月 当社常務執行役員事業戦略部長 平成25年10月 当社常務執行役員コンサルティング事業部長 平成26年4月 当社常務執行役員事業戦略部長 平成26年10月 当社上席執行役員事業戦略部長 平成26年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director and Chief Executive Officer 平成27年10月 当社常務執行役員マーケティング・営業統括本部部長(現任) 平成27年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Vice Chairman and Chief Operating Officer(現任) (重要な兼職の状況) Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Vice Chairman and Chief Operating Officer	3,700株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
4	き め だ ひろし 木 目 田 裕 (昭和42年9月26日生)	平成5年4月 検事任官 平成9年4月 東京地方検察庁特別捜査部 平成10年8月 米国ノートルダム・ロースクール客員研究員 平成11年6月 法務省刑事局付 平成13年6月 金融庁総務企画局企画課課長補佐 平成14年7月 検事退官 平成14年8月 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所（現任） 平成17年4月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科客員教授 （平成25年3月退任） 平成17年11月 株式会社大庄社外取締役 （平成27年11月退任） 平成19年1月 楽天証券株式会社社外取締役（現任） 平成23年12月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 西村あさひ法律事務所パートナー弁護士 楽天証券株式会社社外取締役	1,300株
5	みや もと とみ お 宮 本 富 生 (昭和26年1月9日生)	昭和49年3月 三交不動産株式会社入社 昭和54年4月 アリコ・ジャパン（アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー）入社 平成12年10月 アリコジャパン（アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー）日本における代表者 社長&CEO就任 平成24年4月 日本法人化によりメットライフアリコ生命保険株式会社が発足（現メットライフ生命保険株式会社） 取締役・執行役副会長就任 平成26年6月 メットライフアリコ生命保険株式会社退職 平成26年7月 当社顧問（現任） 平成26年8月 チューリッヒ生命保険特別顧問（現任） （重要な兼職の状況） チューリッヒ生命保険特別顧問	一株

- (注) 1. 櫛引健氏および宮本富生氏は、新任の取締役候補者であります。なお、宮本富生氏は当社顧問ですが使用人ではなく、社外取締役としての要件を満たしております。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 木目田裕氏および宮本富生氏は、社外取締役候補者であります。
4. 木目田裕氏を社外取締役候補者とした理由は、企業法務に関する弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 木目田裕氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 宮本富生氏を社外取締役候補者とした理由は、生命保険会社の経営に携わった豊富な経験から、当社経営の重要事項の決定に際し有用な意見・助言をいただけるとともに、社外取締役として業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断したためであります。
7. 宮本富生は、過去5年間に於いて当社の特定関係事業者（主要な取引先）であるメットライフアリコ生命保険株式会社（現メットライフ生命保険株式会社）の業務執行者となっていたことがあります。
8. 当社は社外取締役として有能な人材の招聘を容易にするため、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外取締役候補者木目田裕氏は、当社との間で会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。また、宮本富生氏についても、同氏の選任が承認された場合は、同様の契約を締結する予定であります。
9. 当社は木目田裕氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、宮本富生氏についても、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役桑章夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな (氏 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
くわ 桑 あき お夫 (昭和46年8月20日生)	平成7年4月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人) 入所 平成10年8月 公認会計士登録 平成19年11月 桜橋監査法人設立 代表社員 平成21年6月 株式会社グルメ杵屋社外監査役(現任) 平成21年9月 株式会社ユニバーサル園芸社社外監査役(現任) 平成23年3月 桜橋監査法人退所 平成23年6月 株式会社ジーテクト社外監査役(平成27年6月退任) 平成23年12月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社グルメ杵屋社外監査役 株式会社ユニバーサル園芸社社外監査役	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 桑章夫氏は、社外監査役候補者であります。
3. 桑章夫氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の内部統制システム構築に対する助言・提言を含めて、適切な監査を行っていただけるものと判断したためであります。
4. 桑章夫氏は、現在、当社の社外監査役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は社外監査役として有能な人材の招聘を容易にするため、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外監査役候補者桑章夫氏は、当社との間で会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。
6. 当社は桑章夫氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

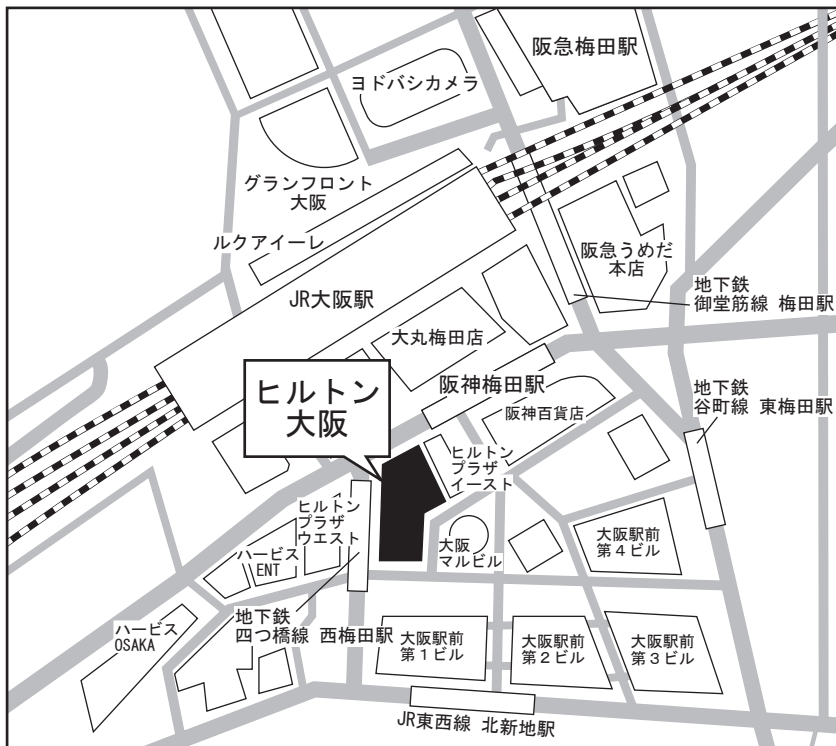
以 上

(メ モ)

株主総会会場ご案内略図

会場：大阪市北区梅田一丁目8番8号
ヒルトン大阪 5階「桜の間」

※昨年の会場と異なりますのでご注意ください。



- 地下鉄／四つ橋線「西梅田駅」より徒歩1分 御堂筋線「梅田駅」より徒歩5分
- JR／「大阪駅」より徒歩2分 JR東西線／「北新地駅」より徒歩3分
- 阪神電車／「梅田駅」より徒歩1分
- 阪急電車／「梅田駅」より徒歩7分